

## 廿日市市自転車駐車場指定管理者公募要項

### 1 趣旨

廿日市市自転車駐車場（以下「駐車場」という）の利便性の向上、及び管理運営を効果的かつ効率的に実施するため、以下のとおり駐車場の維持管理運営業務を行う指定管理者の公募を行う。

### 2 対象施設の概要

#### (1) 名称と所在地

廿日市駅前自転車駐車場	廿日市市駅前1番7号
宮内串戸駅前自転車駐車場	廿日市市串戸四丁目7番17号
大野浦自転車駐車場	廿日市市塩屋一丁目1番51号

※詳細の設置時期や構造については別添「廿日市市自転車駐車場指定管理者制度業務要求水準書」に記載のとおり

#### (2) 収容可能台数

有料駐車場		自転車	原動機付自転車	計
廿日市駅前自転車駐車場	北口	93台	0台	93台
	南口	589台	98台	687台
宮内串戸駅前自転車駐車場	北口	732台	305台	1,037台
	南口	148台	30台	178台
大野浦自転車駐車場		210台	25台	235台

### 3 指定管理期間

令和9年4月1日から令和19年3月31日まで。（10年間）

（指定期間中、会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）ごとに、廿日市市と細目を定める協定を締結するものとする。）

### 4 指定管理者として行う主な業務

#### (1) 業務の概要

ア 駐車場の利用の許可に関する業務

- イ 駐車場の利用に係る料金の收受及び還付に関する業務
- ウ 施設の維持管理に関する業務
- エ 運営管理・施設管理事業に関する業務
- オ 自転車駐車場の機械化に関する業務
- カ 保険への加入
- キ 上記に掲げるもののほか、廿日市市が必要と認める業務

※業務の詳細は別添「廿日市市自転車駐車場指定管理者制度業務要求水準書」に記載のとおり

(2) 自主事業

指定管理者は、施設の利用促進やサービスの向上のために自主事業を実施しなければならない。(キャッシュレス決済やオンライン予約など)

なお、指定管理者は、自主事業を実施する場合は、あらかじめ、その内容を市と協議しなければならない。

(3) 供用期間等

ア 開場日 4月1日から3月31日まで  
(ただし、12月31日から1月2日まで閉場)

イ 開場時間  
午前6時から午後11時まで

※指定管理者は、必要があると認められるときは、あらかじめ市長の承認を得て、供用期間等を変更することができる。

(4) 管理員の配置

駐車場を安全に管理運営するため、混雑時間帯<sup>\*</sup>は原則、管理員を1名以上常駐させ、駐車場からの出入りや駐車場内の安全性を確保すること。

※7時～9時及び17時～19時を基本とする。なお、指定管理者の管理手法によって、混雑が緩和されていると市が認めることができた場合は混雑時間帯を変更できるものとする。

(5) 留意事項

ア 市内高齢者の雇用促進

高齢者等の職業の安定及び雇用確保の促進等のため、シルバー人材センター等の市内高齢者雇用に積極的に務めること。

高齢者の健康に配慮した良好な職場環境の整備に努めること。

イ 再委託の制限

指定管理者は、業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせる場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

#### ウ 保険加入

市が加入している「全国市長会市民総合賠償補償保険」は、指定管理者を被保険者としてみなすことができるとしているが、賠償額が保険の支払限度額を超える場合があることや指定管理者の自主事業による事故については保険の対象外となる場合があることなどから、指定管理者においても同程度（対人補償1億円以上）の施設賠償責任保険に加入すること。

#### (6) 施設・設備修繕費

1件30万円未満の修繕は、指定管理者の負担により実施することとする。なお、修繕を実施した箇所を市に報告すること。（例：区画線引き直し、壁・屋根の簡易修繕等）

指定管理者が自ら自主事業として設置した設備は、原則指定管理者において修繕を行うこと。

#### (7) 備品購入

1件10万円未満の購入は、指定管理者の負担により実施することとする。なお、指定管理者の判断により、1件10万円以上の備品を購入をしようとするときは、あらかじめ市と協議し、市の承認を得ること。

## 5 モニタリング

指定管理者は、各種業務に関してモニタリングに係る資料を毎年度市に提出し、市のモニタリング評価を受けること。

※詳細は別添「廿日市市自転車駐車場指定管理者制度業務要求水準書」に記載のとおり

## 6 利用料

### (1) 利用料の取扱い

地方自治法第244条の2第8項の規定による利用料金制を採用する。これにより、指定管理者は、利用者が駐車場の利用に係る料金として支払う利用料を自らの収入とすることができる。

なお、指定管理者が交代する日の前に納付された利用料については、その利用開始日が令和9年3月31日以前の場合、全額前任の指定管理者の収入とするものとし、利用開始日が令和9年4月1日以降の場合は次期指定管理者の収

入とする。

## (2) 利用料の額

指定管理者は、駐車場の利用料の額について、市が条例で定める額の範囲内において、市長の承認を受けてこれを定めることができる。

なお、令和8年度中に現行指定管理者が利用料金を変更した場合は、基本的に次期指定管理者は令和14年3月31日まで利用料金の変更ができない。

## 7 指定管理料

指定管理業務に要する経費は、その全額を利用料収入をもって充てることとし、市はこれとは別に、指定管理料の支払いは行わない。

## 8 会計に関する事項

### (1) 会計年度

本業務に係る会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

### (2) 経理区分

ア 指定管理者は経理に関する規程を策定し、適正に経理事務を行うものとする。

イ 指定管理業務に係る費用はその性質毎に分類するなど、会計の明朗性を担保すること。

ウ 自主事業に係る経費は他の経費と明確に区分して経理事務を行うこと。

### (3) 決算

指定管理者は、会計年度終了から2月以内に当該会計年度の収支決算書を調製し、市に報告すること。

## 9 申請の資格

### (1) 基本的事項

ア 申請は、単独又は複数の団体により構成するコンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）の何れにおいても行うことができる。

イ 申請者は法人とする。

ウ コンソーシアムで申請する場合は、そのコンソーシアムを構成する団体の中から代表となる団体を定め、責任体制を明確にし、協定を締結すること。

なお、申請に当たっては、代表団体及び構成団体の変更は原則認めない。

- エ コンソーシアムの構成団体が、単独で申請することはできない。
- オ 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に係る対応が適切に行えるものであること。

## （２）欠格事項等

- 団体及び代表者が、次のいずれかに該当する場合はその申請を無効とする。また、コンソーシアムの場合は全ての構成団体及びその代表者を対象とする。
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれかに該当する者
- イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- エ 破産法（平成16年法律第75号）第17条又は第18条の規定による破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- オ 公募開始の日から廿日市市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）開催の日までの間のいずれかの日において、広島県及び廿日市市の入札指名除外を受けている者
- カ 廿日市市競争入札資格者指名除外措置要綱（平成9年告示第25号）に基づく指名除外措置を受けていないこと。
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者
- ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は廿日市市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）に該当する者でないこと。
- ケ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員である者
- コ 廿日市市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している者
- サ 最近1年間の法人税、消費税及び地方消費税並びに廿日市市に納付すべき市税を滞納していないこと。
- シ 2年以内に地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者（廿日市市における処分に限らない。）
- ス 本市における指定管理者の指定手続において、その公正な手続を妨げた

者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

## 10 公募等

### (1) 公募要項の配布期間等

#### ア 配布期間

令和8年6月29日から令和8年7月27日まで

#### イ 配布方法

公募要項の配付は、市公式ホームページ<http://www.city.hatsukaichi.lg.jp>からのダウンロード、又は窓口（建設部維持管理課）\*により行う。

※廿日市市建設部維持管理課（以下「維持管理課」という。）

〒739-0534 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号

電話：0829-30-9173

E-mail：ijikanriアットマーク\*city.hatsukaichi.lg.jp

※「アットマーク」を「@」に変えて検索のこと。（スパムメール対策）

（配布時間：午前9時00分から午後5時00分まで）

### (2) 質問の受付及び回答

公募要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

#### ア 受付期間

令和8年6月29日(月)から令和8年7月9日(木)まで

午前9時00分から午後5時00分まで

#### イ 受付方法

質問票（様式6）により、維持管理課に電子メールにより提出すること。

#### ウ 回答方法

回答準備できた質問から随時回答する。

受け付けた質問への回答一覧は、令和8年7月17日(金)午後5時までに、市公式ホームページにて公表する。

#### エ その他

回答内容は、公募要項の追加又は修正とみなす。なお、必要があると認める場合は、公募要項自体を修正することがある。

指定申請書の受付期間中は駐車場の現地調査を行うことを可能とする。その際は、5日前までに廿日市市建設部維持管理課に対して調査内容及び調査

日時を事前連絡すること。

## 11 申請手続等

### (1) 提出書類

- ア 指定管理者指定申請書（様式1）
- イ 団体概要書（様式2）
- ウ 廿日市市自転車駐車場の管理運営に関する事業計画書（様式3）
- エ 誓約書（様式4）
- オ 駐車場の管理運営に関する収支計画書（様式5）
- カ 添付書類
  - ・定款、寄附行為又はこれらに類する書類
  - ・法人等であることを証する書類（登記簿謄本等）
  - ・申請書を提出する日の属する事業年度の前3事業年度における事業報告書、損益計算書、貸借対照表及びキャッシュ・フロー計算書
  - ・申請書を提出する日の属する事業年度における事業計画書、収支予算書

### (2) 提出部数

正本1部、副本（複写可）15部

※上記(1)のアからカまでの順に重ね、A4ファイル綴じにて提出すること。

※正本・副本ともにステープラー止めは不要。

### (3) 提出期間等

#### ア 提出期間

様式1、様式2、様式4、その他添付書類については令和8年6月29日（月）から令和8年7月10日（金）までの間の午前9時00分から午後5時00分まで

様式3、様式5については、令和8年6月29日（月）から令和8年7月27日（月）までの間の午前9時00分から午後5時00分まで

#### イ 提出先

廿日市市建設部維持管理課

〒739-0534 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号

電話：0829-30-9217

#### ウ 提出方法

上記提出先まで持参または郵送すること。なお、申請者本人が持参しない場合は、申請書類を提出させる者に係る委任状（様式7）を合わせて提出す

ること。

#### (4) 留意事項

- ア 1 団体が、この公募において複数の申請をすることはできない。
- イ 提出書類は、理由の如何にかかわらず返却しない。
- ウ 提出後の提出書類の内容変更は原則として認めない。
- エ 廿日市市が必要と認める場合には、追加書類の提出を求める場合がある。
- オ 申請に要する経費については、全て申請者の負担とする。
- カ 提出書類は廿日市市の公文書となるため、情報公開請求があった場合は、廿日市市情報公開条例第7条に規定する不開示情報を除き、原則として公開する。
- キ 提出書類の中で、廿日市市情報公開条例第7条に規定する不開示情報に該当すると考えられる箇所には、あらかじめ網掛け等の処理をした上で提出すること。
- ク 申請書の提出後から指定管理者の指定の議決を経るまでの間に、指定管理者の指定の申請について辞退する場合は、辞退届（様式8）を提出すること。

## 12 選定の方法及び審査基準

### (1) 選定方法等

提出書類、事業計画書等の説明（プレゼンテーション）及びヒアリングにより審査し、申請者の順位付けを行い、第1位の申請者を指定管理者の候補者として選定する。

#### ア 第1次審査

申請者から提出された申請書等の書類をもとに、公募要項において定めた資格・要件が備わっているかどうかを審査する。また、必要に応じて提案内容に関するヒアリングを実施する。

#### イ 第2次審査

選定委員会において、申請者からの事業計画書等の説明（プレゼンテーション）及びヒアリングを行った上で、審査基準及び審査の項目に照らし総合的に審査し、候補者を選定する。選定委員会の開催は令和8年8月初旬を予定している。詳細については別途、申請者に通知する。

なお、代表者に代わり代理人が出席する場合は、代表者の委任状（様式7）を持参すること。

### (2) 審査項目等

別紙2「審査基準表」のとおり。

(3) 審査結果の通知及び公表

結果は、各申請者に対して令和8年8月中旬に通知する。また、審査結果については、応募者名と順位を市公式ホームページにおいて公表する。

(4) 応募の失格

次の要件に該当する応募は失格とする。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 公募要項に違反し、又は著しく逸脱した場合

ウ 提出書類等の提出期限を経過してから提出書類等が提出された場合

エ 1の応募者が2以上の提案をした場合、双方の提案を失格とする。

オ その他不正行為があった場合

### 13 指定管理者の指定及び協定

(1) 指定管理者の指定

選定委員会による指定管理者の候補者の決定後、廿日市市議会に指定管理者の指定の議案を提出し、議会の承認を以て指定管理者の指定を行う。

なお、議会の承認が得られなかった場合においても、候補者が本件応募に対して要した費用について、市は補償しない。

(2) 協定の締結

指定管理者の指定を受けた応募者は、市との協議を行った上で、駐車場の指定管理業務に関する協定を締結する。協定には指定期間内における基本的な事項について定める「基本協定」と、年度ごとの業務に係る事項について定める「年度別協定」があり、各協定の主な内容は次のとおりである。

ア 基本協定の主な内容

(ア) 指定管理業務に関する基本的な事項

(イ) 利用料金に関する事項

(ウ) 指定管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(エ) 事業報告・業務報告に関する事項

(オ) 指定の取消し及び指定管理業務の停止に関する事項

(カ) リスクの管理・責任分担に関する事項

(キ) 事業のモニタリング・評価に関する事項

(ク) その他指定管理業務の実施に当たって必要な事項

イ 年度別協定の主な内容

- (ア) 当該年度の業務内容に関する事項
- (イ) その他当該年度の指定管理業務の実施に当たって必要な事項

#### 14 事業の継続が困難になった場合等の措置

##### (1) 指定管理業務開始前までの期間

指定管理者の指定管理業務開始前までの期間（指定管理者の候補者の決定～令和9年3月31日）に、指定管理者の候補者又は指定管理者が、次の事項に該当した場合には、指定管理者の候補者としての決定又は指定管理者の指定を取り消すものとする。この場合において、市は、申請者の順位付けにおいて第2位に決定した応募者を指定管理者の候補者として決定できるものとする。（第2位の応募者について、同様の事態が発生した場合は第3位以降の応募者について順次同様に取り扱うものとする。）

ア 廿日市市議会により指定議案が否決されたとき。

イ 指定管理者の候補者が倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こしたとき。

ウ 指定管理者の候補者が提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき。

エ その他指定管理者に指定することが不可能となった場合又は著しく不相当と認められる事情が発生した場合。

##### (2) 指定管理業務開始後

指定管理者の指定管理業務開始後（令和9年4月1日以降）に事業の継続が困難になった場合等については、次のとおり取扱うものとする。

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、市は指定管理者の指定の取消しを行うことができるものとする。この場合において、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとする。

イ 不可抗力等による場合

自然災害その他の不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合には、事業継続の可否について協議するものとする。協議の結果、やむを得ないと判断された場合、市は指定を取消すものとする。

#### 15 その他

(1) 公募から運営開始までのスケジュール

	内容	日程
1	公募要項の配布	令和8年6月29日(月) ～令和8年7月27日(月)
3	質問の受付	令和8年6月29日(月) ～令和8年7月9日(木)
4	質問の回答最終日(随時回答します)	令和8年7月17日(金)
5	提出書類の受付期間	様式1、様式2、様式4、その他 添付書類については 令和8年7月10日(金)まで 様式3、様式5は 令和8年7月27日(月)まで
6	申請者に対するヒアリング(必要に応じて)	令和8年7月中旬～下旬(予定)
7	指定管理者選定委員会の開催	令和8年8月初旬(予定)
8	選定結果通知(候補者の決定)	令和8年8月中旬(予定)
9	指定管理者の指定(市議会による承認)	令和8年9月下旬(予定)
10	基本協定の締結	令和8年10月(予定)
11	引継ぎ業務、運営準備期間	令和8年10月(予定) ～令和9年3月31日(水)
12	年度別協定の締結	令和9年4月1日(木)
13	指定管理者による指定管理業務の期間	令和9年4月1日(木) ～令和19年3月31日(火)

(2) 指定管理開始前の引継ぎ業務等

指定管理者の指定後、指定管理業務の開始までの間に、現行の指定管理事業者との引継ぎ、従業員研修及びパンフレットの印刷等の必要な準備を行うものとする。引継ぎ等に係る費用は、全て指定管理者として指定された団体の負担とする。また、令和19年度以降の管理者への引継ぎは、令和19年4月1日から開業できるよう指定管理期間内に行うこと。

(3) 指定管理終了時の引継ぎ業務等

指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しによって指定管理業務が終了したときは、次のとおり引継ぎ業務等を行うこと。

- ア 次期管理者が円滑かつ支障なく駐車場の指定管理業務を実施できるよう、市及び次期管理者が必要と認める引継ぎ業務を実施すること。
- イ また、次期管理者の選定にあたり、市及び次期管理者の求めに応じ現地説明、資料の提供等の必要な協力を行うこと。
- ウ 引継ぎに要する経費は、次期管理者が負担するものとする。
- エ 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しによって指定管理業務が終了したとき、施設設備の原形を変更している場合は、指定管理者の費用負担により当該施設又は設備を原状に回復して次期管理者に引き継ぐものとする。

ただし、市が認める場合は、この限りではない。

(4) 事業報告、業務報告等に関する事項

指定管理者は市に対して、会計年度終了から2ヶ月以内に年度ごとの事業報告書を提出しなければならない。また、市の指示により、必要に応じて業務報告書及び各種保守点検報告書を提出しなければならない。

16 申請様式等

(1) 申請様式

様式1：指定管理者指定申請書
様式2：団体概要書
様式3：駐車場の管理運営に関する事業計画書
様式4：誓約書
様式5：駐車場の管理運営に関する収支計画書
様式6：質問票
様式7：委任状
様式8：辞退届

(2) 添付資料

別紙：リスク負担区分一覧表
別紙：審査基準表

17 問い合わせ先

廿日市市建設部維持管理課

〒739-0534 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号

電話：0829-30-9173

E-mail：ijikanri アットマーク※city.hatsukaichi.lg.jp